



福島医発第 473 号 (地)  
平成 28 年 5 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会長 松 田 峻一良  
(公 印 省 略)

平成 28 年熊本地震の被災者に係るレセプト情報の提供の取組について  
(社会保険診療報酬支払基金の場合)

平成 28 年熊本地震により被災した熊本県の国保・後期高齢者医療の被保険者における既往歴等の提供に関する取扱いにつきましては、平成 28 年 4 月 23 日付福島医発第 309 号 (地)「平成 28 年熊本地震の被災者に対する既往歴等の提供について」にてご連絡申し上げているところです。

今般、社会保険診療報酬支払基金 (以下「支払基金」) においても同様に、被災した被保険者及び被扶養者 (以下「被保険者」) が避難をし、避難先においてかかりつけ医療機関以外の医療機関を受診する際に、当該被保険者の既往歴や服薬情報等を把握する場合において、被保険者の同意を得た上で、支払基金 (基金本部・熊本支部) に照会がある場合には、個人情報保護法に則り、被保険者の罹患情報等を提供する事業が実施されることとなった旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

[添付資料]

- ・平成 28 年熊本地震の被災者に係るレセプト情報の提供の取組について  
(平 28.4.27 本営法 000020 社会保険診療報酬支払基金理事長)
- ・平成 28 年熊本地震で被災した被保険者等に係る診療報酬明細書情報の第三者提供の取扱いについて  
(平 28.4.21 事務連絡厚生労働省保険局保険課)
- ・保険医療機関・保険薬局の皆さまへ
- ・熊本県内の保険医療機関・保険薬局の皆さまへ

---

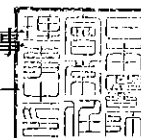
小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 山下拓郎  
会長 廣瀬真恵

平成 2 8 年 4 月 2 7 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松 本 純



平成 2 8 年熊本地震の被災者に係るレセプト情報の提供の取組について  
(社会保険診療報酬支払基金の場合)

平成 2 8 年熊本地震により被災した熊本県の国保・後期高齢者医療の被保険者における既往歴等の提供に関する取扱いにつきましては、平成 2 8 年 4 月 2 0 日付 (保 27) F にてご連絡申し上げているところであります。

今般、社会保険診療報酬支払基金 (以下「支払基金」) においても同様に、被災した被保険者及び被扶養者 (以下「被保険者」) が避難をし、避難先においてかかりつけ医療機関以外の医療機関を受診する際に、当該被保険者の既往歴や服薬情報等を把握する場合において、被保険者の同意を得た上で、支払基金 (基金本部・熊本支部) に照会がある場合には、個人情報保護法に則り、被保険者の罹患情報等を提供する事業が実施されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

[添付資料]

- ・平成 28 年熊本地震の被災者に係るレセプト情報の提供の取組について  
(平 28. 4. 27 本営法 000020 社会保険診療報酬支払基金 理事長)

(参考資料)

- ・平成 28 年熊本地震で被災した被保険者等に係る診療報酬明細書情報の第三者提供の取扱いについて  
(平 28. 4. 21 事務連絡 厚生労働省保険局保険課)
- ・保険医療機関・保険薬局の皆さまへ
- ・熊本県内の保険医療機関・保険薬局の皆さまへ

本 営 法 〇 〇 〇 〇 二 〇

平 成 二 八 年 四 月 二 七 日

日 本 医 師 会

会 長 横 倉 義 武 殿

社会保険診療報酬支払基金

理事長 河内山 哲朗

平成 2 8 年熊本地震の被災者に係る

レセプト情報の提供の取組について

熊本県熊本市地方の地震で被災した医療保険の被保険者及びその被扶養者（以下「被災者」という。）が避難生活を余儀なくされ、かかりつけの保険医療機関及び保険薬局（以下「医療機関等」という。）で診療が受けられない状況が生じています。

被災者がかかりつけでない医療機関等を受診した場合、既往歴や薬歴の確認等が必要な場合がありますが、このような時に、レセプト情報を保有する支払基金が当該情報を提供することにより、迅速な医療の提供の一助になると考えております。

つきましては、被災者からレセプト情報の提供について同意を

得た医療機関等から要請を受けた場合、都道府県支払基金支部及び支払基金本部が窓口となって対応することといたします。

支払基金といたしましては、こうした対応を含め、今次震災の復興への側面支援に努めているところであり、今後もこうしたケースについては、迅速な対応が図れるよう配慮してまいりたいと考えております。

事 務 連 絡  
平成 28 年 4 月 21 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局保険課

平成 28 年熊本地震で被災した被保険者等に係る  
診療報酬明細書情報の第三者提供の取扱いについて

平成 28 年 4 月 20 日付で照会（別添）があった被保険者等に係る診療報酬明細書情報の第三者提供の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）を踏まえ、以下の点に留意しつつ、口頭又は文書により提供しても差し支えない。

記

1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている本人が第三者提供について同意していることを、診療している医師等の第三者を介して確認する等の適切な方法により確認すること。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要であること。

2. 本人が閲覧しないことの確認

本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

診療報酬明細書等の提供を行った医療機関等、医師、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。

(参考)

## ○ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

（第三者提供の制限）

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
  - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
  - 二 第三者に提供される個人データの項目
  - 三 第三者への提供の手段又は方法
  - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
  - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 20 日

厚生労働省保険局保険課 御中

社会保険診療報酬支払基金

平成 28 年熊本県熊本市地方の地震で被災した被保険者等に係る  
診療報酬等明細書情報の第三者への提供について（照会）

平素は、支払基金の業務運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年熊本県熊本市地方の地震で被災した被保険者等が避難先の医療機関等において診療を受けた場合、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の際と同様に、医療機関等に避難者の既往歴や薬歴等について提供することが必要と考えております。

つきましては、医療機関等からの照会に対する情報提供の可否及び情報提供可能な場合の本人の同意等についての留意点についてご教示くださるようお願いいたします。

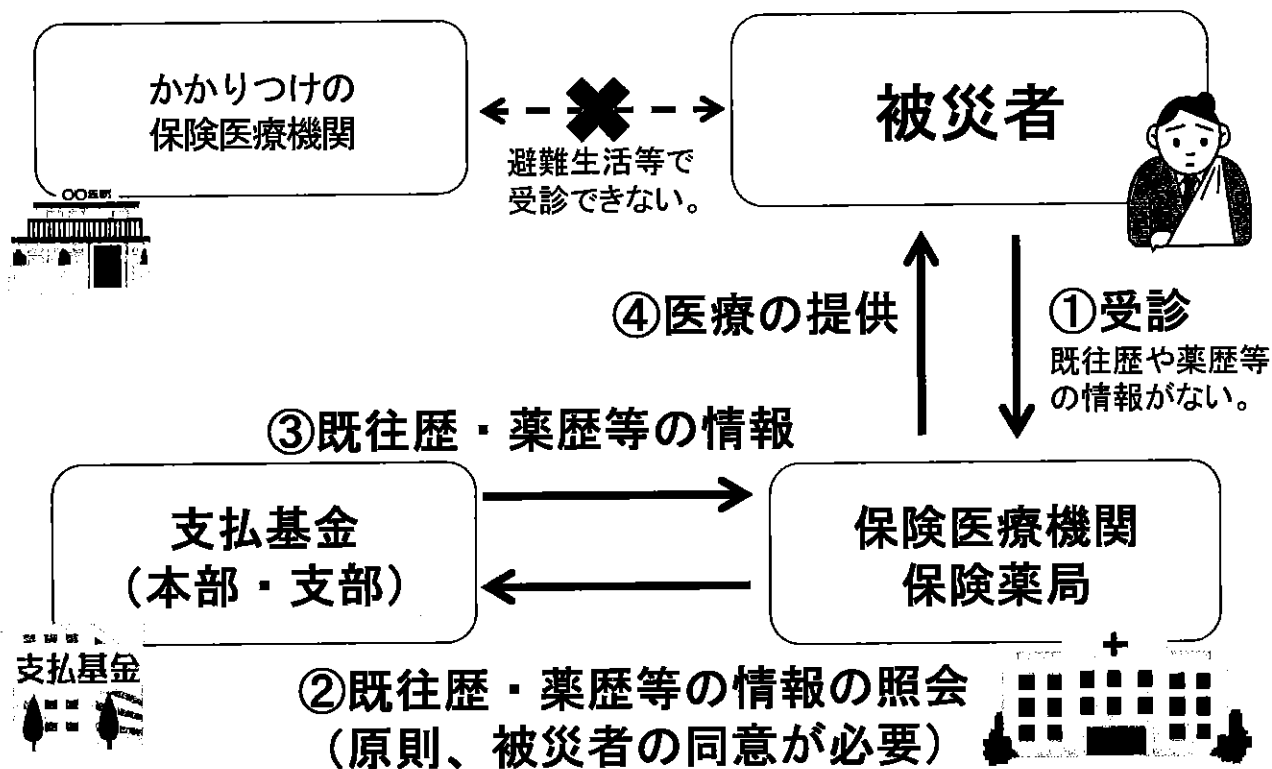
なお、情報提供の実施に当たっては、下記のとおり対応する予定であることを申し添えます。

#### 記

- 1 診療報酬等明細書情報については、都道府県 47 支部と本部を窓口として対応すること。
- 2 原則として、被保険者等が第三者に提供することについて同意している場合に、医師等に対して情報提供すること。
- 3 情報提供については、個人情報の漏えいが生じないように、取扱いに十分配慮すること。
- 4 情報提供を行った場合は、照会者の情報、被保険者等の情報及び提供情報の概要等について記録すること。
- 5 情報提供については、支払基金から事前に日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会に説明の上、実施すること。

## 保険医療機関・保険薬局の皆さまへ

- 熊本県熊本市地方の地震で被災した医療保険の被保険者及びその被扶養者（被災者）が避難生活を余儀なくされ、かかりつけの保険医療機関等で診療が受けられない状況が生じています。
- 被災者がかかりつけでない保険医療機関等を受診した時に既往歴や薬歴の確認等が必要な場合、レセプト情報を保有する支払基金が当該情報を提供することにより、迅速な医療の提供の一助になると考えております。
- レセプトの情報の提供について被災者から同意を得た保険医療機関等から要請を受けた場合、支払基金からレセプト情報を提供することといたします。
- 個人情報の取扱いを十分に留意した上で対応します。



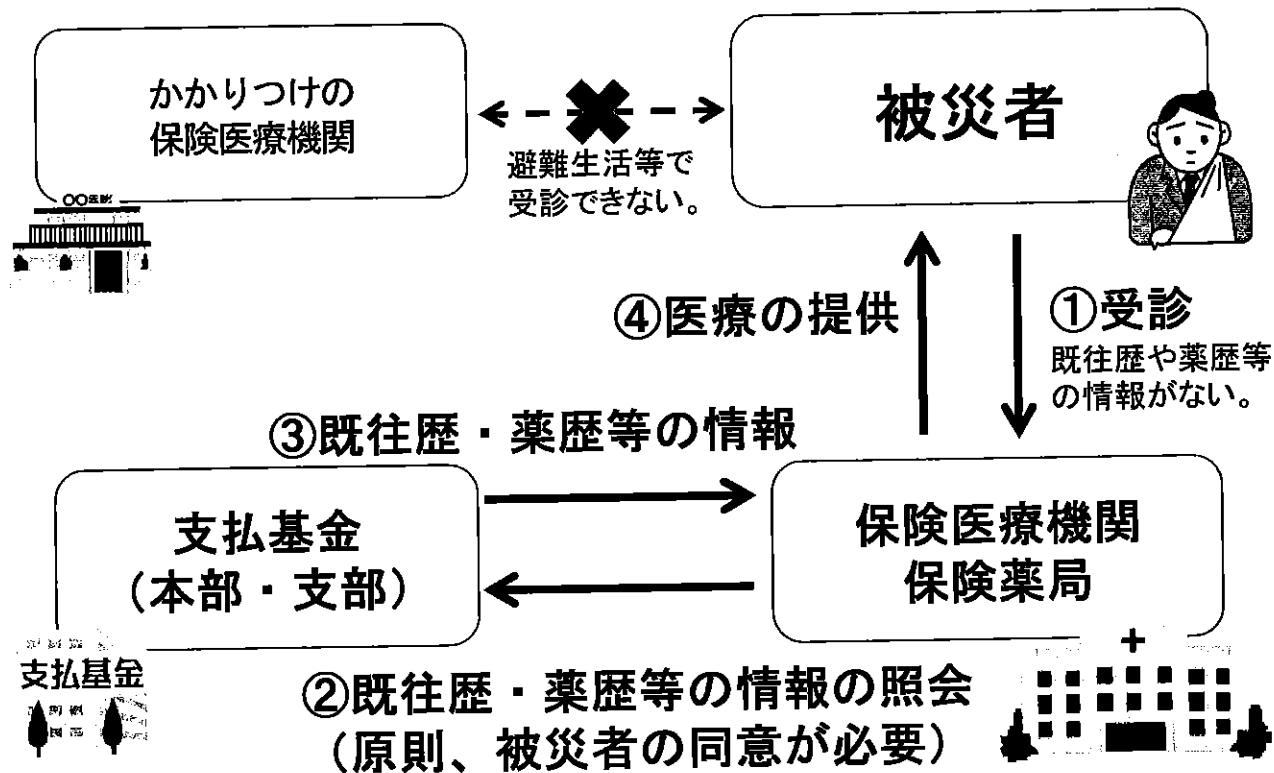
【照会先】 社会保険診療報酬支払基金本部

03 (3591) 7441

- 照会対応時間 9:00 ~ 17:30
- 基金本部の他、各都道府県支部にて対応

## 熊本市内の保険医療機関・保険薬局の皆さまへ

- 熊本県熊本市地方の地震で被災した医療保険の被保険者及びその被扶養者（被災者）が避難生活を余儀なくされ、かかりつけの保険医療機関等で診療が受けられない状況が生じています。
- 被災者がかかりつけでない保険医療機関等を受診した時に既往歴や薬歴の確認等が必要な場合、レセプト情報を保有する支払基金が当該情報を提供することにより、迅速な医療の提供の一助になると考えております。
- レセプトの情報の提供について被災者から同意を得た保険医療機関等から要請を受けた場合、支払基金からレセプト情報を提供することといたします。
- 個人情報の取扱いを十分に留意した上で対応します。



### 【照会先】 社会保険診療報酬支払基金

|      |                |
|------|----------------|
| 基金本部 | 03 (3591) 7441 |
| 熊本支部 | 096 (364) 0105 |

- 照会対応時間 9:00 ~ 17:30
- 熊本支部の他、各都道府県支部にて対応